

鳥取県不妊検査費助成金のお知らせ

ご夫婦そろっての結婚後早めの不妊検査で助成金が受けられます



- 婚姻後3年以内または妻の年齢が43歳未満の夫婦が、初めて受けた不妊検査が対象です。
- 妊娠を希望しているが、不妊への不安がある。そんなときには、ご夫婦そろって不妊検査を受けてみませんか。
- 妊娠しにくい原因がわかっているならば、妊娠を希望されるタイミングで適切な治療をスタートできます。また、不妊治療を行った場合の効果も年齢とともに低下すると言われています。まずは、早めの検査で診断を受け、ご夫婦のライフプランを話し合しましょう。

対象者

夫婦で初めて不妊検査を受けた場合（※）で、次のすべてに該当する方

- 同一夫婦で、過去に不妊検査又は不妊治療（体外受精、顕微授精又は人工授精）を受けたことがないこと
- 検査開始日において、婚姻（事実婚も含む）から3年以内又は妻の年齢が43歳未満の夫婦
- 申請時点で、夫婦のどちらか又は両方が、鳥取県内に住民票をお持ちの方

（※）本助成は、夫婦両方の検査受診が必要です。

申請書類

- ① 鳥取県不妊検査費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 鳥取県不妊検査費助成事業に係る証明書（様式第3号）又はそれに代わる書類 ※医療機関に記載依頼
- ③ 検査に係る領収書及び診療明細書（写）
- ④ 夫婦の住民票（発行から3ヶ月以内のもの）
※続柄と筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
- ⑤ 婚姻日、婚姻関係が確認できる書類
法律婚の場合…戸籍謄本等（発行から6ヶ月以内のもの）
事実婚の場合…(1) 両人の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの）
(2) 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第4号）

（注）鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方は申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによってください。

助成金額

夫婦が共に受けた検査のうち、保険適用外となる費用全額（上限2万6千円）

助成回数

一組の夫婦につき1回限り

申請期限

検査終了日の属する年度内（4月1日から3月31日まで）

※最終日は正午まで受け付けます。

※ただし、1/1～3/31の間に検査が終了した場合は、特例措置として翌年度5/31まで申請できます。

対象となる検査

- 検査を開始した日から終了した日までの期間が1年以内のもの
- 産婦人科又は泌尿器科を掲げる医療機関（県内・県外不問）で受けたもの
- 夫婦それぞれの検査開始日が、6か月以上離れていないこと
- 保険適用となる検査、不妊治療の一環として実施される検査は対象外
- 夫婦が別々の医療機関で検査を受けた場合も対象

申請窓口・問い合わせ先

●倉吉市、東伯郡にお住まいの方

機 関 名	住 所	電 話 番 号
中部総合事務所 倉吉保健所 健康支援総務課 健康長寿担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	☎ 0858-23-3143 FAX 0858-23-4803

●米子市、境港市、西伯郡、日野郡にお住まいの方

西部総合事務所 米子保健所 健康支援総務課 健康長寿担当	〒683-0054 米子市糺町 1丁目160	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392
---------------------------------	------------------------------	------------------------------------

●鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方

鳥取市役所 健康こども部 こども未来課	〒680-0845 鳥取市富安2丁目 138-4 駅南庁舎1階	☎ 0857-30-8239 FAX 0857-20-0144
------------------------	---------------------------------------	------------------------------------